

第3期

平取町子ども・子育て支援 事業計画



北海道平取町

🌸令和7年度～令和11年度🌸

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨 / 2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	3
1 人口・世帯・人口動態等	3
2 教育・保育施設の状況	5
3 地域子ども・子育て支援事業の状況と今後の取り組み	7
4 ニーズ調査と結果	9
第3章 基本的な考え方	19
1 目的 / 2 基本理念 / 3 基本的な視点	19
4 施策体系	20
第4章 教育・保育提供区域の設定	21
1 区域の考え方 / 2 区域の設定	21
第5章 教育・保育の施設の充実	22
1 量の見込み / 2 提供体制の確保	22
3 円滑な利用・質の向上 / 4 産休・育休後の利用確保	25
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	26
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	26
(1) 利用者支援事業	26
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	27
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）	27
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	28
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	28
(6) 養育支援訪問事業	29
(7) 地域子育て支援拠点事業	30
(8) 一時預かり事業	30
(9) 病児・病後児保育事業	31
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）	31
(11) 妊婦・産婦健診事業	31
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	32
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	32
(14) 産後ケア事業	32
(15) 乳児等通園支援（誰でも通園制度）	32
第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進	36
1 虐待防止施策の充実	36
2 ひとり親家庭の自立支援の推進 / 3 障がい児施策の充実	37
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進	37
第8章 計画の推進体制	38
1 関係機関等との連携	38
2 役割 / 3 計画の達成状況の点検・評価	38

1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、少子化と高齢化が同時に進行し、地域の担い手不足や労働力人口の減少、地域社会の縮小など、将来への課題が深刻化しています。特に、結婚・出産・子育てへの希望が実現しにくい社会状況や、子育て家庭の孤立、経済的不安など、子どもと家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。

こうした中、国は「子育て安心プラン」や「こども未来戦略方針」のもと、保育の受け皿拡大、保育士の処遇改善、地域子育て支援の充実など、量と質の両面から政策を進めてきました。

平取町でも、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育体制や子育て支援環境の整備を進めてきましたが、子どもの減少や家庭の多様化により、支援の在り方も見直しが求められています。

そのため平取町では、「地域全体で子どもと家庭を支える」という理念のもと、今後の変化に柔軟に対応するため「第3期平取町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和7年度からの5年間、質の高い教育・保育と切れ目のない子育て支援を一層充実させていきます。

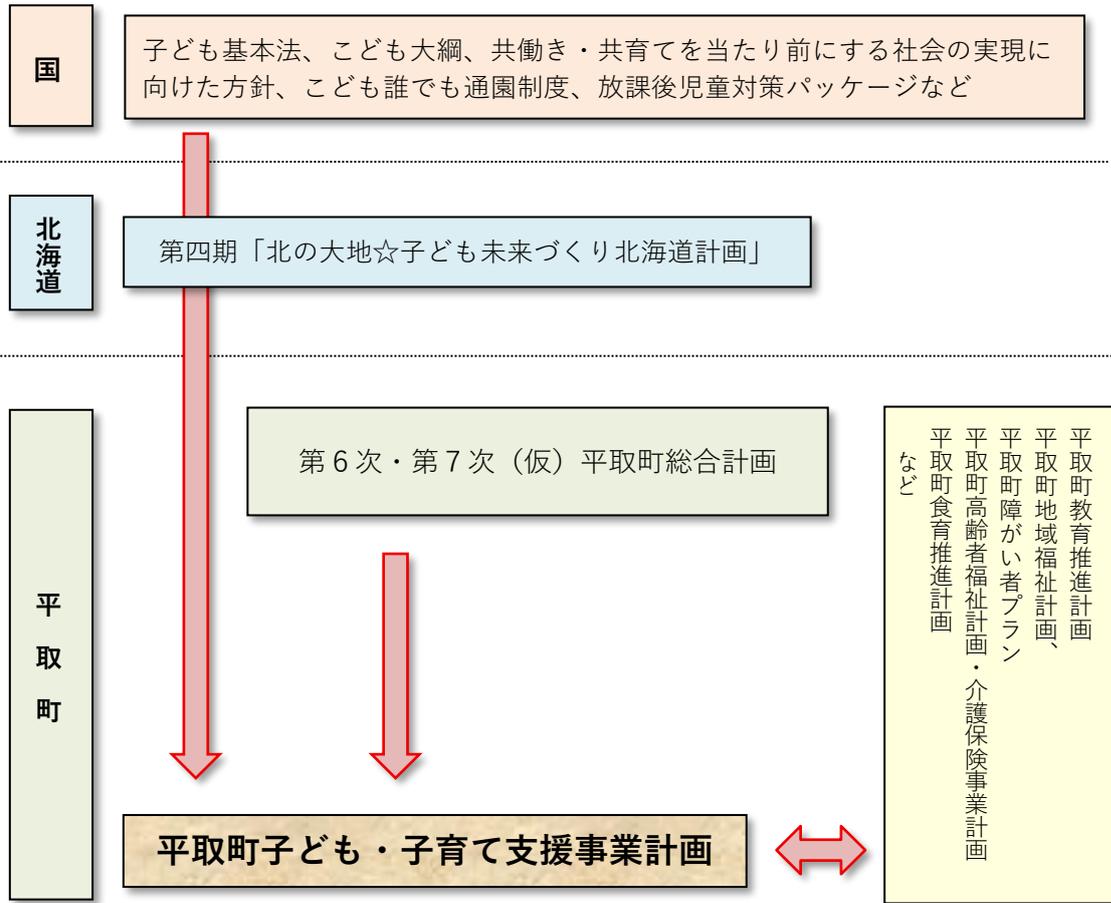
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、平取町が子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に進めるための方針と取組を示すものです。今後策定される「第7次平取町総合計画（仮）」や「地域福祉計画」などとの整合性を図りながら位置づけられ、国の「こども大綱」や北海道の上位計画も踏まえています。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画としての役割も担い、関係機関と連携しながら、地域全体で子どもと子育てを支えるまちづくりを進めていきます。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		一部対象 ※養育支援事業 のみ一部対象	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								
次世代育成支援対策推進法								

●計画の位置付けと関連計画



3 計画期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。施策の効果を高めるため、進捗状況を把握し、必要に応じた見直しを行います。特に中間年度には点検・評価を実施し、最終年度には成果と課題を整理して次期計画に備えます。

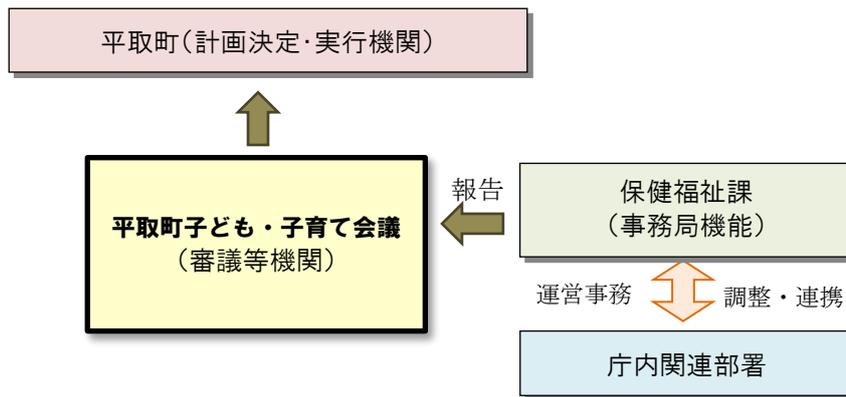
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
← 第2期計画期間 →					← 第3期計画期間 →					次期
				見直し					見直し	

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議における協議

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条に基づき設置されている「平取町子ども・子育て会議」において、計画内容や施策の方向性、事業の推進体制などについて協議を行っています。

今後も、計画の着実な推進を図るため、町内関係機関との調整や、町民の声を反映した取組が行えるよう、当会議を中核とした協働体制の構築と運営を継続していきます。



2 子ども・子育てを取り巻く環境

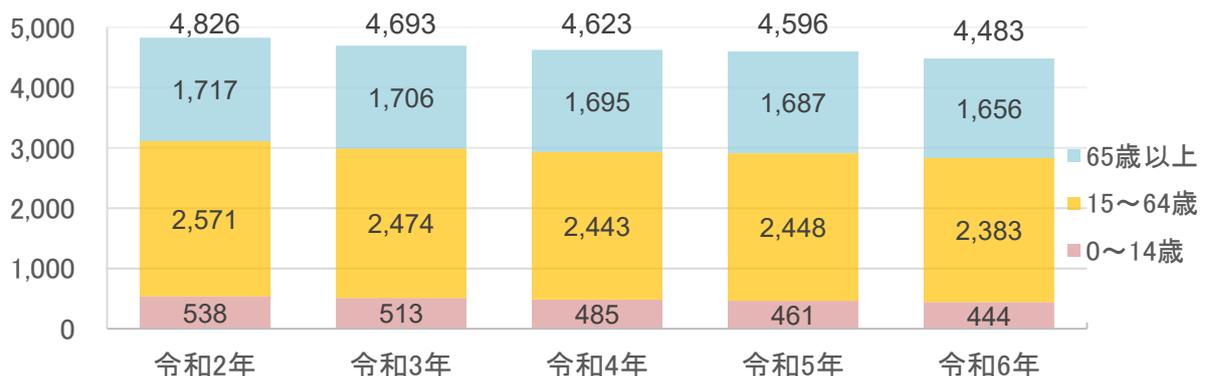
1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在）

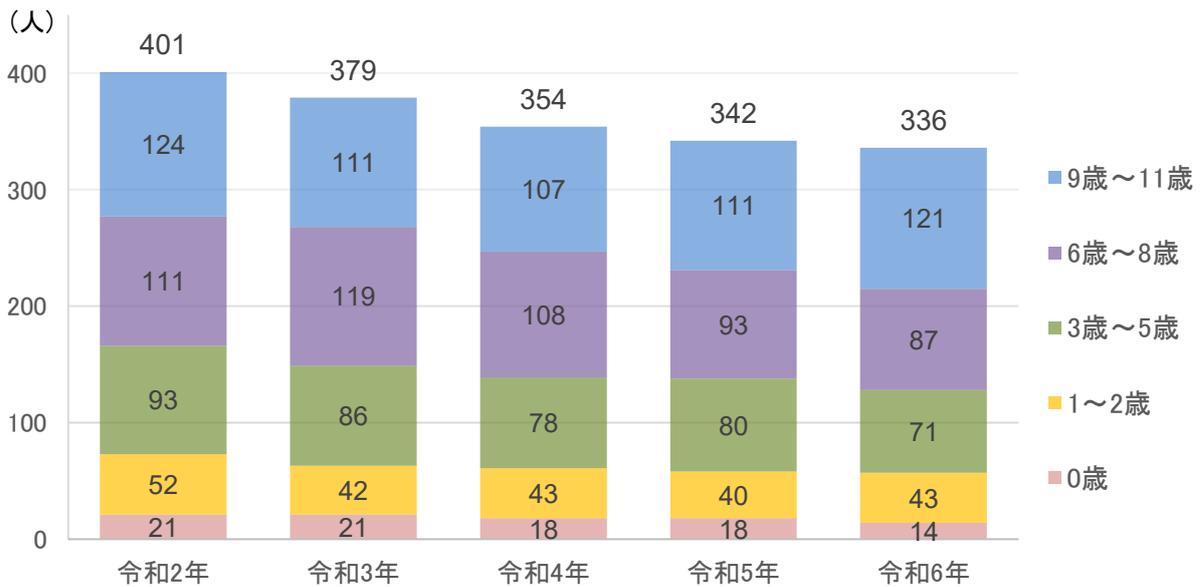
年少人口が令和2年から令和6年までの5年間で94人減少し、全体の割合で1.25%減少しています。0歳児は令和2年から令和6年までの5年間で7人減少しています。

老年人口は令和2年から令和6年までの5年間で61人減少した一方、全体に占める割合が1.36%増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在）



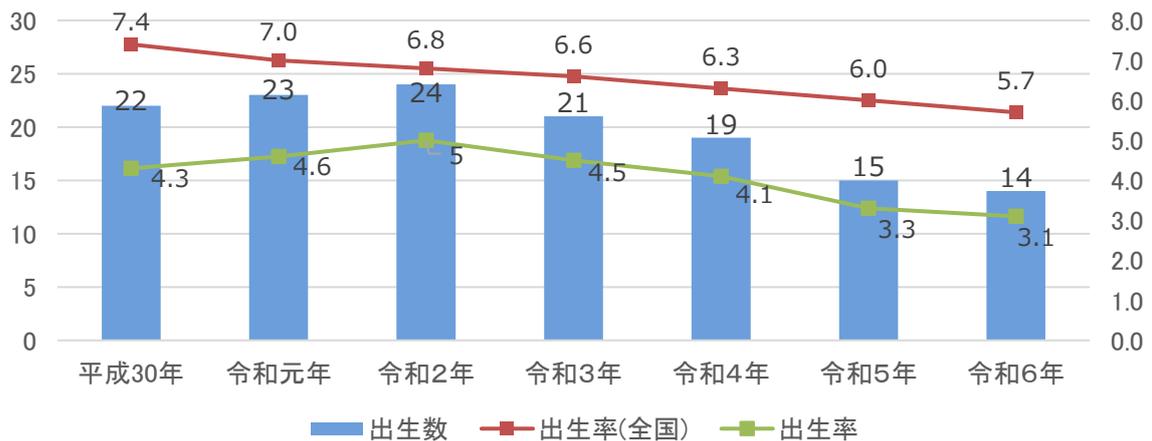
■対象児童人口の推移(住民基本台帳・各年 10月1日現在)



(2) 出生の状況(厚労省：人口動態調査、平取町統計より)

出生者数は、平成21～23年までは前年比減となり、平成24～26年は一旦増加しましたが、平成27年以降は再び減少に転じています。全体的な傾向として出生数は横ばい傾向にあります。人口千人当たりの出生率は、平成21年～24年までは全国平均を下回っていましたが、平成25年以降は、全国平均を上回る状況となっています。

■出生者数と人口千人当たりの出生率の推移



(3) 子ども数の実績と推計

令和6年までの子ども数の推計結果は次の通りです。0～5歳、6～11歳ともに減少傾向が見込まれ、子ども数全体では、減少傾向と推計されます。

推計の算出は、令和2～6年（各10月1日現在）の住民基本台帳データを基に、コーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。

	実績(各年10月1日)					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	21	21	18	18	14	14	14	13	13	12
1歳	20	21	19	18	24	14	14	14	13	13
2歳	32	21	24	22	19	24	14	14	14	13
3歳	22	33	21	25	24	19	24	14	14	14
4歳	30	23	34	22	25	24	19	24	14	14
5歳	41	30	23	33	22	25	24	19	24	14
6歳	40	40	29	23	32	22	25	24	19	24
7歳	42	38	41	29	24	32	22	25	24	19
8歳	29	41	38	41	31	24	32	22	25	24
9歳	37	30	42	38	42	31	24	32	22	25
10歳	45	37	31	42	36	42	31	24	32	22
11歳	42	44	34	31	43	36	42	31	24	32
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	21	21	18	18	14	14	14	13	13	12
1～2歳	52	42	43	40	43	38	28	28	27	26
3～5歳	93	86	78	80	71	68	67	57	52	42
小計	166	149	139	138	128	120	109	98	92	80
6～8歳	111	119	108	93	87	78	79	71	68	67
9～11歳	124	111	107	111	121	109	97	87	78	79
小計	235	230	215	204	208	187	176	158	146	146
合計	401	379	354	342	336	307	285	256	238	226

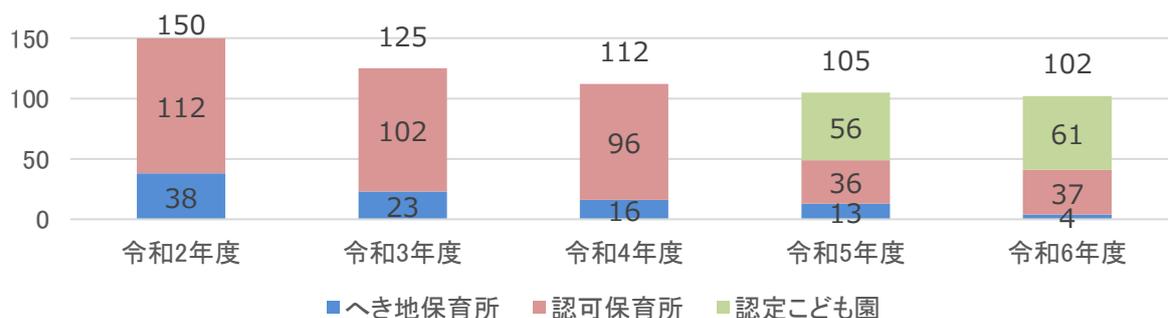
2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

全体の利用児童数は、少子化の進行により減少傾向にあります。

なお、パチラー保育園が令和5年度から認定こども園に移行し、苧菜へき地保育所は令和5年度末に閉所されています。

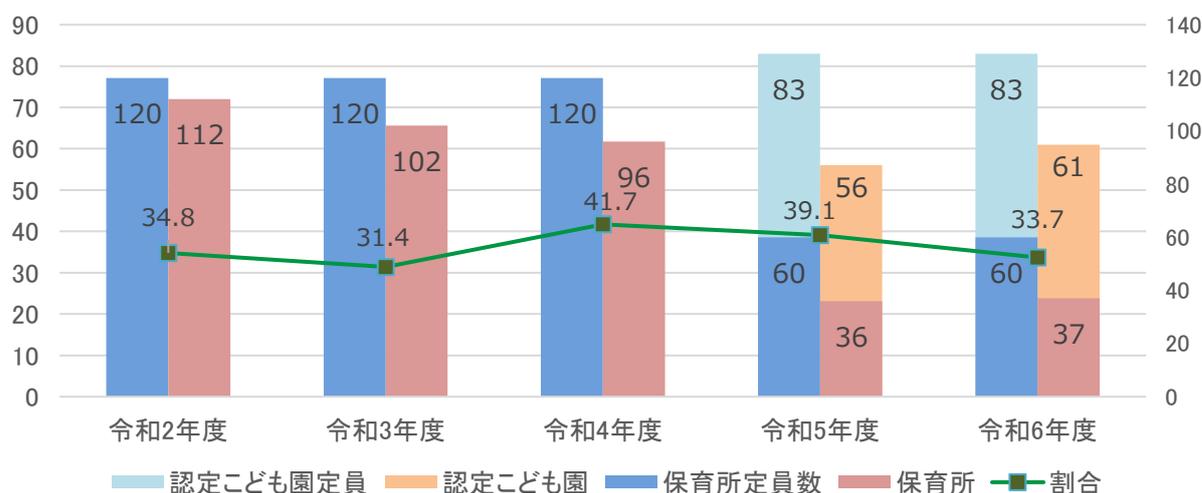
■ 認可保育所、認定こども園、へき地保育所の利用児童数の推移



(2) 認可保育所・認定こども園の利用状況

全体の入所者数は減少傾向ですが、令和6年度は増加しています。これは、荷葉へき地保育所が閉所し、認定こども園に移ったことで増加となったものです。また、利用定員は、バチラー保育園が令和5年度から認定こども園に移行して83名の定員となり、認可保育所の60名と合わせて全体で143名の定員となっています。

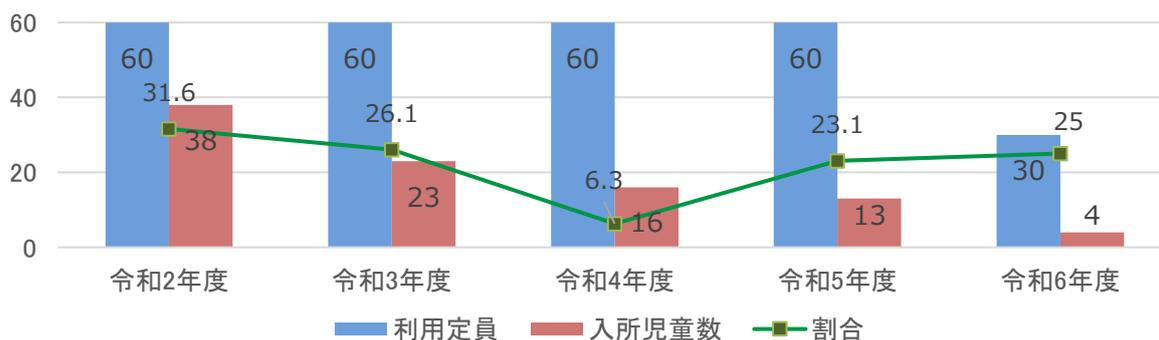
■認可保育所・認定こども園の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



(3) 認可外保育所（へき地保育所）の利用状況

入所者数が著しく減少傾向となり、令和3年以降は利用定員の5割以下まで減少しました。これにより、荷葉へき地保育所（定員30名）は令和5年度末、紫雲古津へき地保育所（定員30名）は令和6年度末に閉所となっています。

■へき地保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



3 地域子ども・子育て支援事業の状況と今後の取り組み

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行う事業です。

【実施状況】⇒ 令和3年「平取町子育て世代包括支援センター」を設置、利用者支援事業（母子保健型）として妊娠・出産・産後・育児期に行うサービスに加え、産前・産後サポート事業や妊婦訪問をスタートさせました。

(2) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

【延長・休日保育の実施状況】⇒ 現在、延長保育は実施していません。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学校に就学している児童に対し、児童館・公共施設等を利用して健全な育成を図る事業です。

留守家庭児童に加え、希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所（放課後子ども教室）を確保し、遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施状況】⇒ 放課後児童クラブ 2か所

びらとり児童クラブ	小学校1年生から3年生が対象
ふれない児童クラブ	小学校1年生から6年生が対象

【実施状況】⇒ 放課後子ども教室 3か所

二風谷教室	小学生が対象
貫気別教室	
紫雲古津教室	

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ	保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービス
トワイライトステイ	保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービス

【実施状況】⇒ ショートステイ、トワイライトステイは実施していません。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、子育て支援に関して、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

【実施状況】⇒ 保健師と歯科衛生士の体制で実施し、利用率は100%です。
令和2年度からは、産後ケア事業（申請・希望制）を実施。委託を受けた助産師が産後の母宅へ訪問し、授乳ケアや育児相談を受けています。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

【実施状況】⇒ 保健・医療・福祉・教育・警察などの関係機関が情報収集と定期的に情報共有を行い、家庭訪問や相談支援を実施しています。

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行います。

【実施状況】⇒ 児童館（ふれあいセンターびらとり内） 1か所

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に週3日を限度として保育所に預けることができます。

【実施状況】⇒ 認定こども園と3か所の認可保育所で実施しています。

(9) 病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを病院等の医療機関や専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

【実施状況】⇒ 現在、病児・病後児保育は実施していません。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助け（依頼）、子育てのお手伝い（提供）、または両方に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

【実施状況】⇒ 令和2年度に民間が実施するファミリー・サポート事業が立ち上げられ、子どもの預かりや放課後児童クラブのお迎えなどで活用されています。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診の費用を公費負担します。

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件に関わらず、すべての子どもが一定時間保育施設を利用できる制度で、地域における子育て支援のさらなる充実を図ります。

【実施状況】⇒ 実施していません。（令和8年度事業開始）

4 ニーズ調査と結果

(1) 就学前児童・小学生児童の保護者へのアンケート調査

本計画の策定に当たり、平取町における子育て家庭の実態と支援ニーズを把握し、教育・保育及び地域子育て支援の提供体制を検討するため、アンケートによるニーズ調査を実施しました。調査は、就学前児童を養育する世帯を対象とした調査と、小学生児童を養育する世帯を対象とした調査の二つで構成し、年齢期ごとに異なる課題（教育・保育の利用状況、放課後の居場所、相談・支援ニーズ等）を把握しました。

就学前児童世帯調査では、家庭の状況（就労等）や教育・保育事業の利用状況、延長・休日等の利用意向、子育てに関する不安や負担、町に期待する支援内容等を把握しました。小学生世帯調査では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の利用状況・利用日数、休業期の利用意向、学年進行に伴う放課後の過ごし方の希望、子育ての悩み、子育て環境に対する評価、町の支援に対する期待等を把握しました。

以下に、就学前児童及び小学生児童の各調査結果の要点並びに設問別の集計結果を示し、これらを踏まえて、教育・保育、放課後の居場所、相談支援体制、地域子育て支援、保護者の負担軽減等の施策検討に反映します。

① 調査対象と回収状況

調査対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童	135	96	71.1%
小学生児童	202	113	55.9%

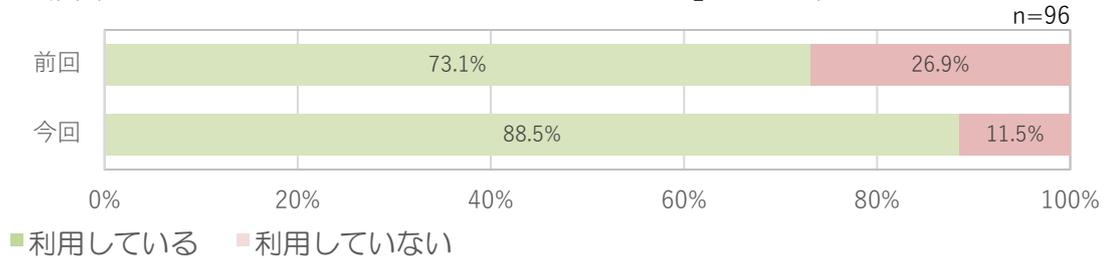


就学前児童が71.1%、小学生児童はやや低い55.9%の回収率となりました。

② 教育・保育の需要

就学前児童の保護者の回答

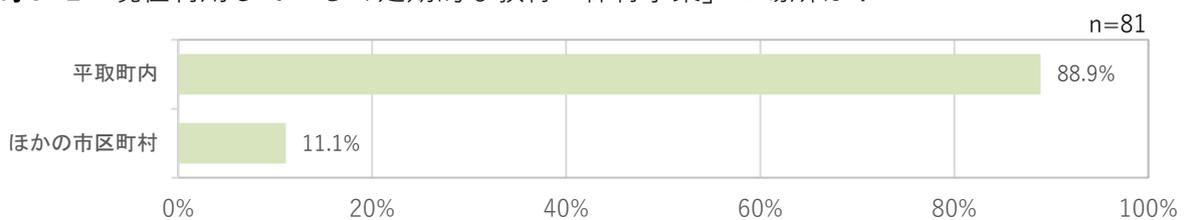
問5 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の利用状況について



考察：前回調査よりも15.4ポイント利用が高い結果となりました。

今後は、利用先の多様化よりも主要施設の安定運営と質の維持が重要と考えられます。

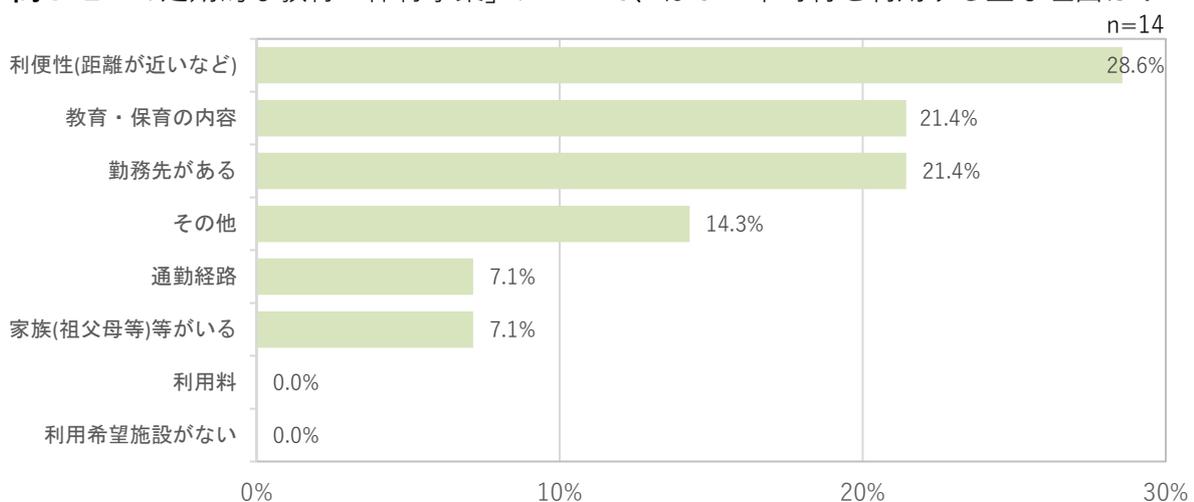
問7-1 現在利用している「定期的な教育・保育事業」の場所は？



考察：利用場所は「平取町内」が多数を占め、基本的に町内で受け皿が機能しています。

一方で町外利用も11.1%あり、一定の世帯は町外に依存しています。

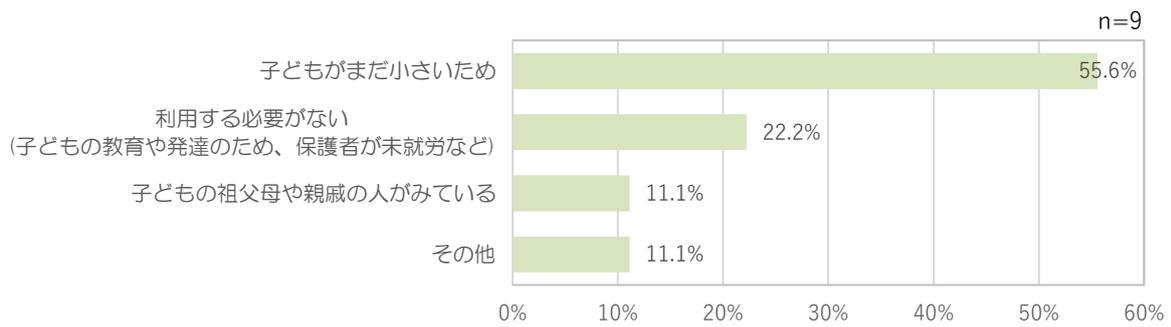
問7-2 「定期的な教育・保育事業」について、ほかの市町村を利用する主な理由は？



考察：町外利用の理由は「利便性（距離が近いなど）」が最多で、次いで「教育・保育の内容」「勤務先がある」となっています。

なお、町外の利用先は日高町が最多で、近隣自治体との生活圏のつながりがうかがえます。

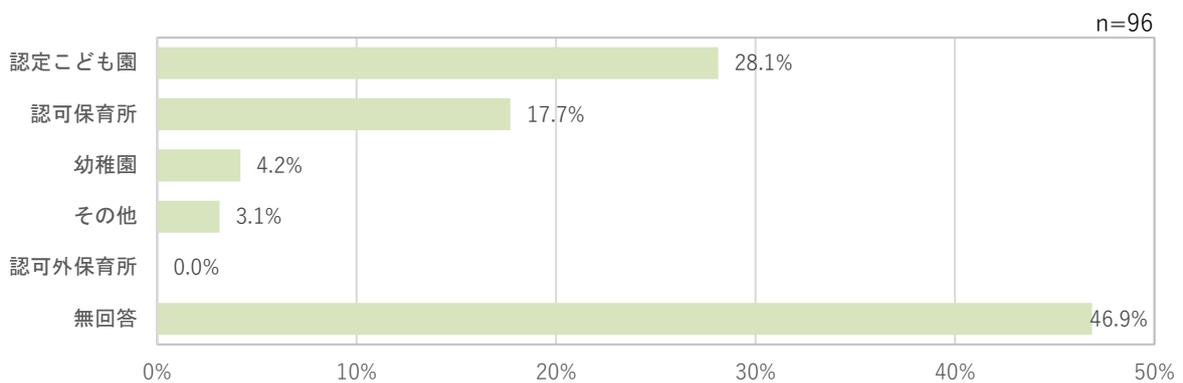
問 8 「定期的な教育・保育事業」を利用しない理由は？



考察：定期的な教育・保育事業を利用していない世帯の理由は「子どもがまだ小さいため」が中心で、供給不足（空きがない等）はほぼ見られません。

今後は、在宅子育て層に向けた相談や一時預かり等の情報が届く工夫が課題となります。

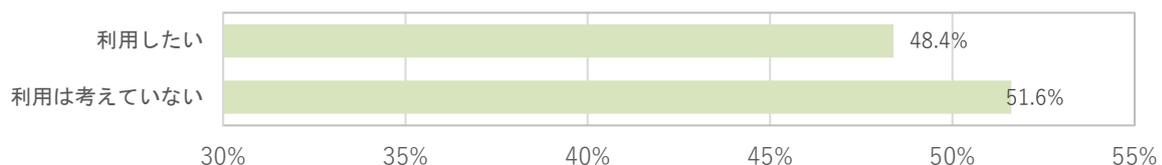
問 9 今後、利用したい施設はありますか？



考察：利用したい施設は「認定こども園」と「認可保育所」が中心で、将来ニーズも現行の利用を踏襲する傾向があります。

また、無回答が46.9%と多く、「変更希望が特にない」層が相当数いると推測されます。

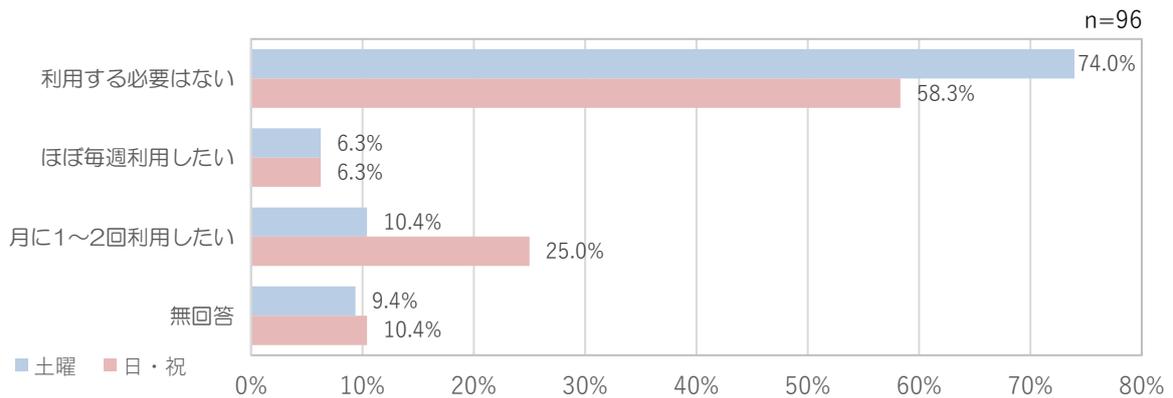
**問 13 令和 8 年度から実施の「こども誰でも通園制度」を利用したいと思いますか？
(※保育所や幼稚園等を利用していない方への質問)**



考察：保育事業を利用していない方が対象となる全国で開始される制度ですが、「利用は考えていない」の回答が多い結果となりました。

制度について更に周知を図ることで、よりニーズが高まることが考えられます。

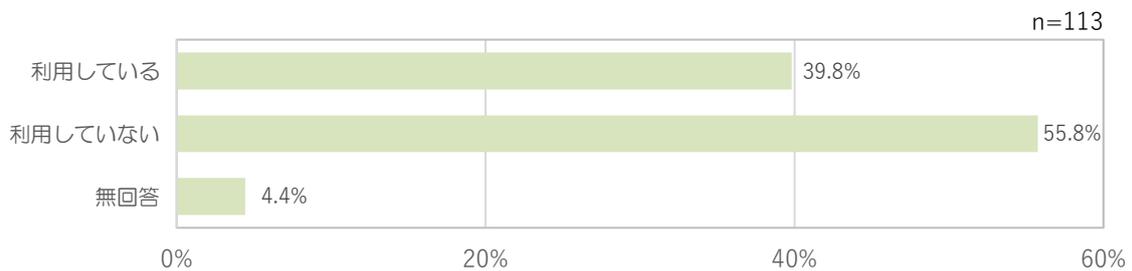
問 16 土曜・日曜・祝日に教育・保育事業の利用希望はありますか？(一時的利用は除く)



考察：「利用する必要はない」が土曜 74.0%、日・祝 58.3%と恒常的な休日保育ニーズは多くない一方で、日・祝の「月に1~2回利用したい」が25.0%と一定の需要があり、限定的な保育利用のニーズがうかがえる結果となりました。

小学生児童の保護者の回答

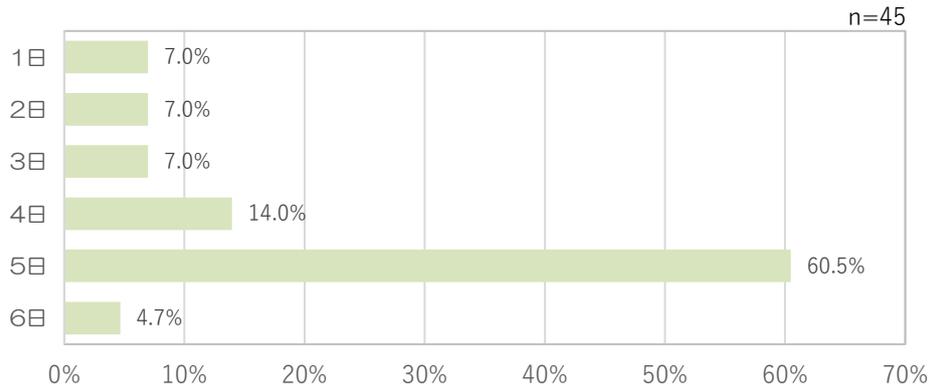
問 12 現在、放課後児童クラブを利用していますか？



考察：「利用していない」が55.8%と過半数ですが、利用対象が小学1年~3年生(びらとり児童クラブ)と限定しているための回答と思われます。一方、「利用している」が39.8%と共働き等の支えとして機能していることもわかります。

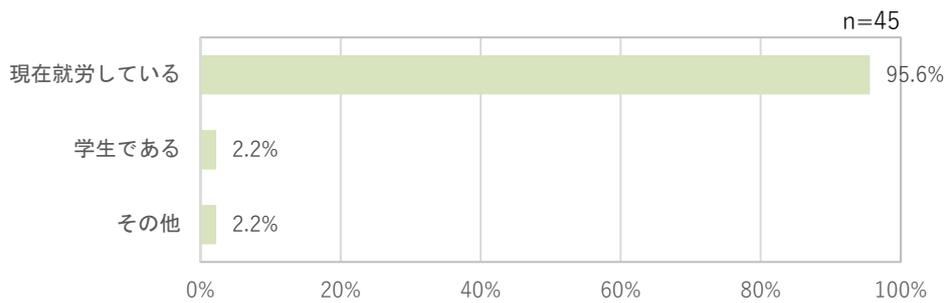


問 13-1 放課後児童クラブの利用日数は？（週あたり）



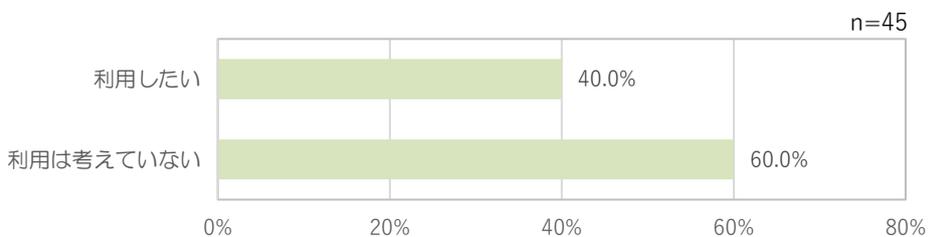
考察：平均 4.28 日・中央値 5 日で、「平日ほぼ毎日」の利用形態が中心となっています。運営面では、通常期の安定確保（人員・安全管理）が最優先課題となります。

問 13-2 放課後児童クラブを利用している主な理由は？



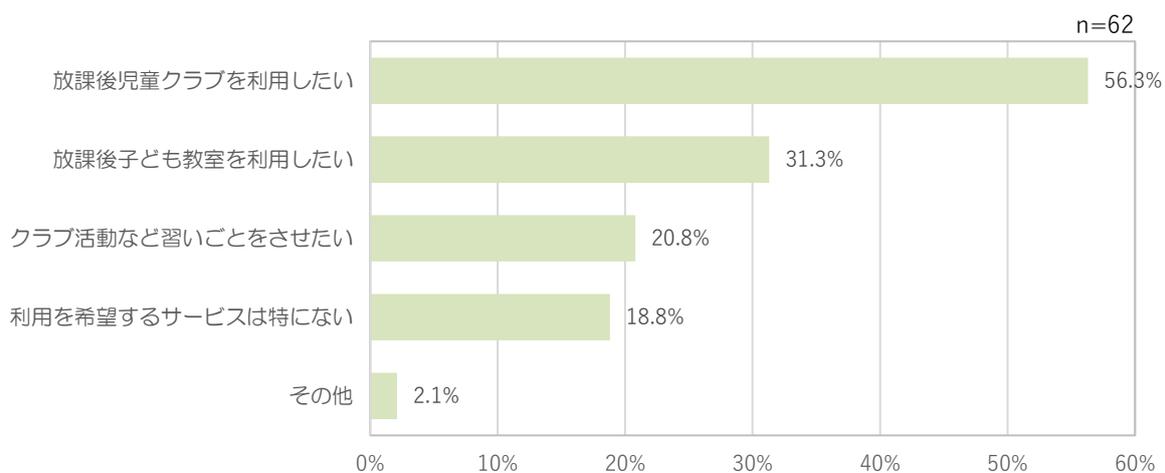
考察：「現在就労している」が 95.6%となり、児童クラブは就労支援インフラとして位置付けられていることがわかります。

問 13-3 日・祝日も利用できるとしたら利用しますか？



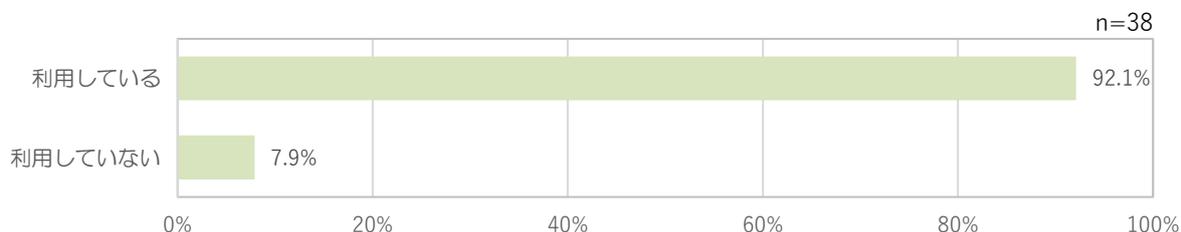
考察：日・祝日も利用できる場合、「利用したい」が 40.0%と一定数のニーズがありました。平日の利用が高頻度であることを踏まえると、休日の突発的ニーズ（勤務・行事等）も背景にあると考えられます。

問 16 4年生以降の放課後の過ごし方についての希望は？（※小学1～3年生の保護者）



考察：小学4年生以降も「放課後児童クラブを利用したい」との意向56.3%で最多となり、学年が上がっても預かり需要が残っている結果となりました。
また、「放課後子ども教室を利用したい」も31.3%あるため、役割分担の整理が必要です。

問 17 放課後子ども教室（紫雲古津・二風谷・貫気別）を利用していますか？

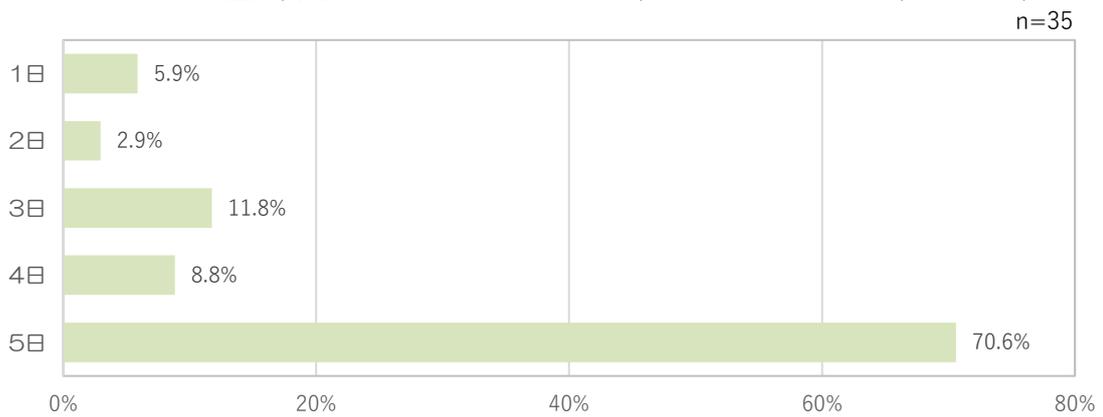


考察：対象地区（紫雲古津・二風谷・貫気別）では、利用率が92.1%と高く、地域の放課後の受け皿と就労支援に定着した状況となっています。

放課後子ども教室は、利用する事が前提に近い状況にあり、今後も実施の継続と安全・人員体制の安定化が重要となります。

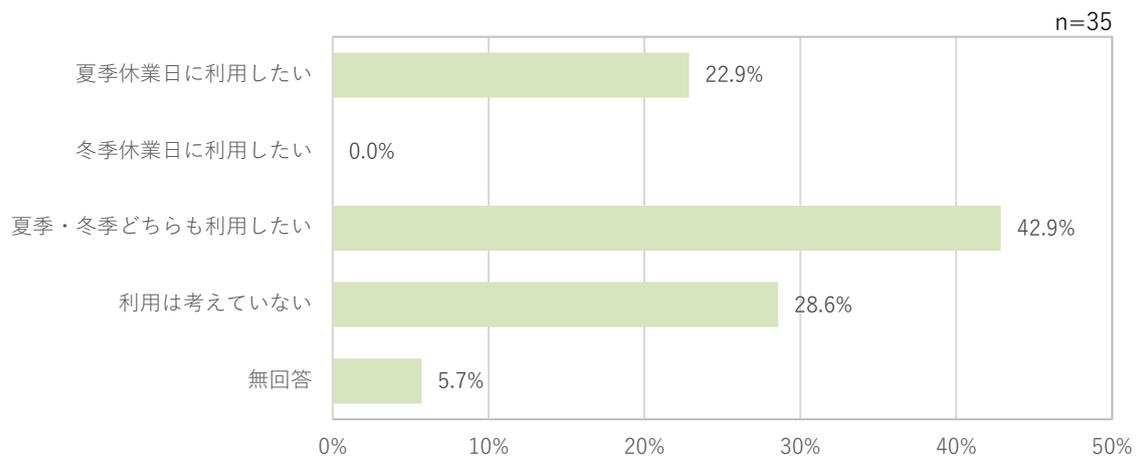


問 18 放課後子ども教室（紫雲古津・二風谷・貫気別）の利用日数は？（週あたり）



考察：平均 4.4 日・中央値 5 日で、週 5 日利用が 70.6%と高い結果となりました。
単発イベントではなく、日常的な居場所機能を担っていることが示されています。

問 19 放課後子ども教室を夏・冬季休業日に実施した場合、利用を考えますか？



考察：「夏季・冬季どちらも利用したい」と「夏季休業日に利用したい」を合わせて、休業期の利用ニーズは高い結果となりました。

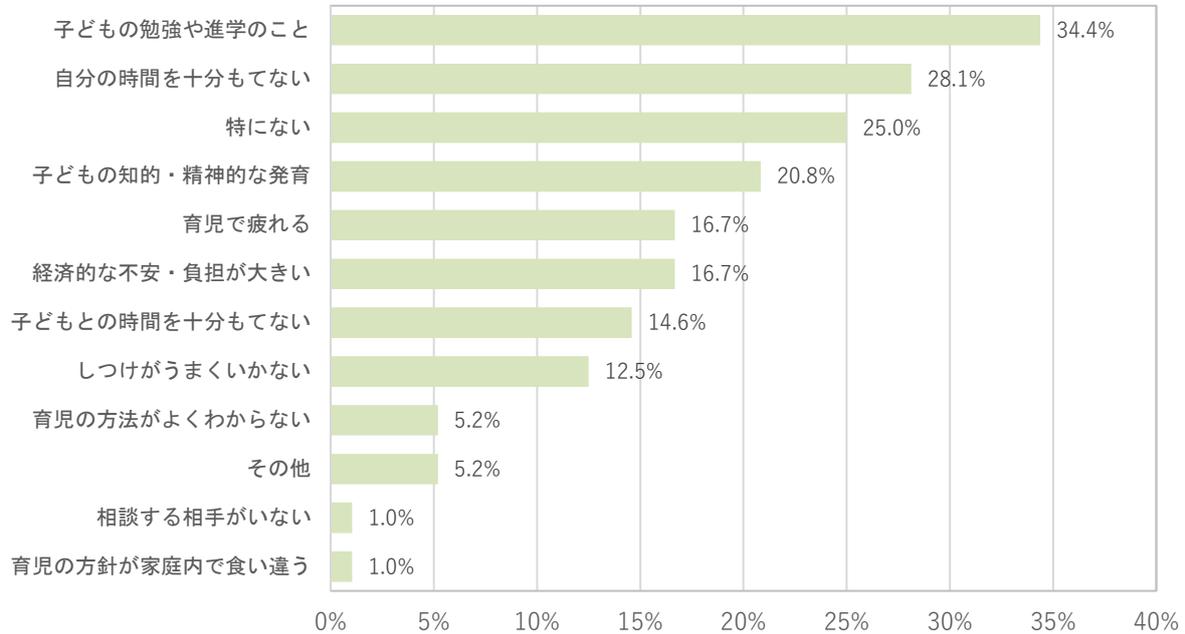
一方で「利用は考えていない」も 28.6%と一定数あり、実施を検討するにあたっては人員の確保に加え費用対効果の見極めが課題となります。



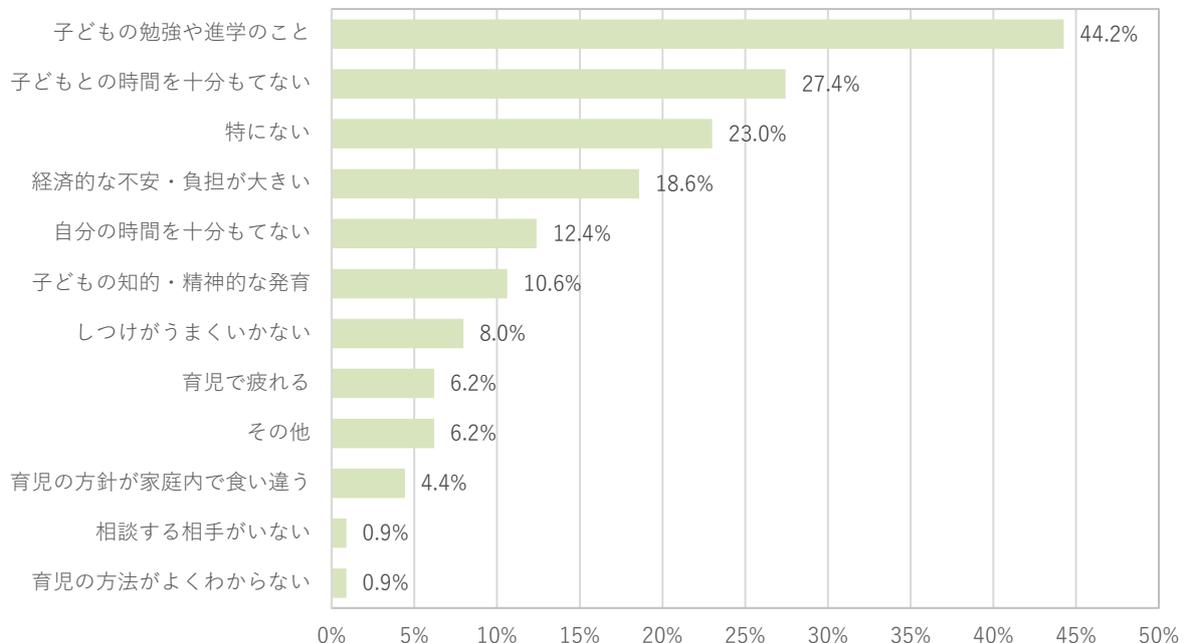
① 子育てへの悩みや不安の推察

問 27 / 問 35 子育てについての悩みはありますか？

就学前児童の保護者の回答



小学生児童の保護者の回答



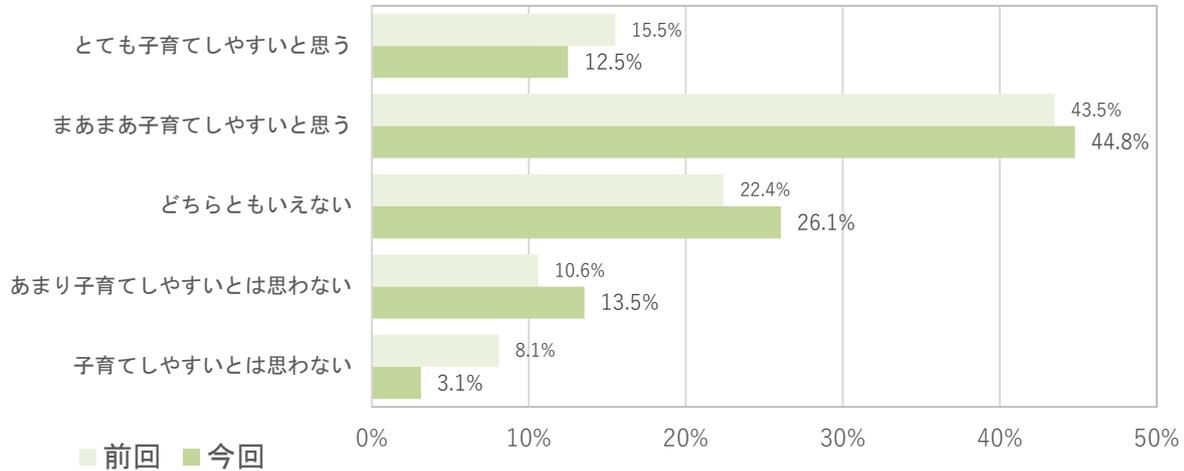
考察：就学前・小学生ともに最多は「子どもの勉強や進学のこと」で、特に就学後は学習・進路の不安が中心課題となっています。

次いで、就学前児童の保護者は「自分の時間を十分もてない」、小学生児童の保護者は「子どもとの時間を十分もてない」と個人や家庭時間の確保が課題として表れており、子育て相談や学習支援に加え、家庭の負担軽減を一体で捉える必要があります。

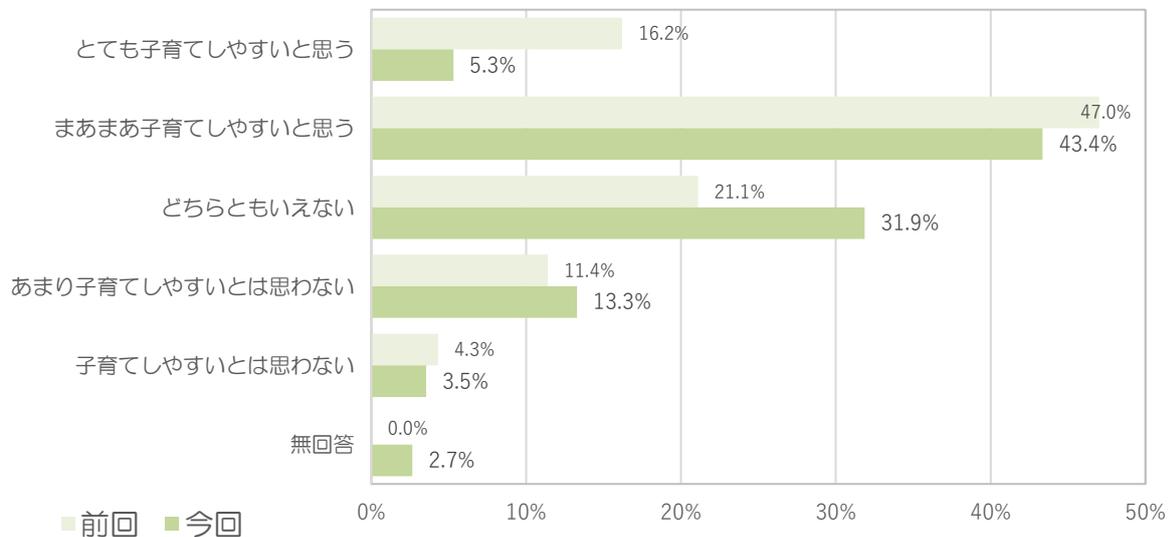
④ 子育て支援への満足度について

問 28 / 問 38 お住まいの地区について、子育てのしやすい環境と感じますか？

就学前児童の保護者の回答



小学生児童の保護者の回答



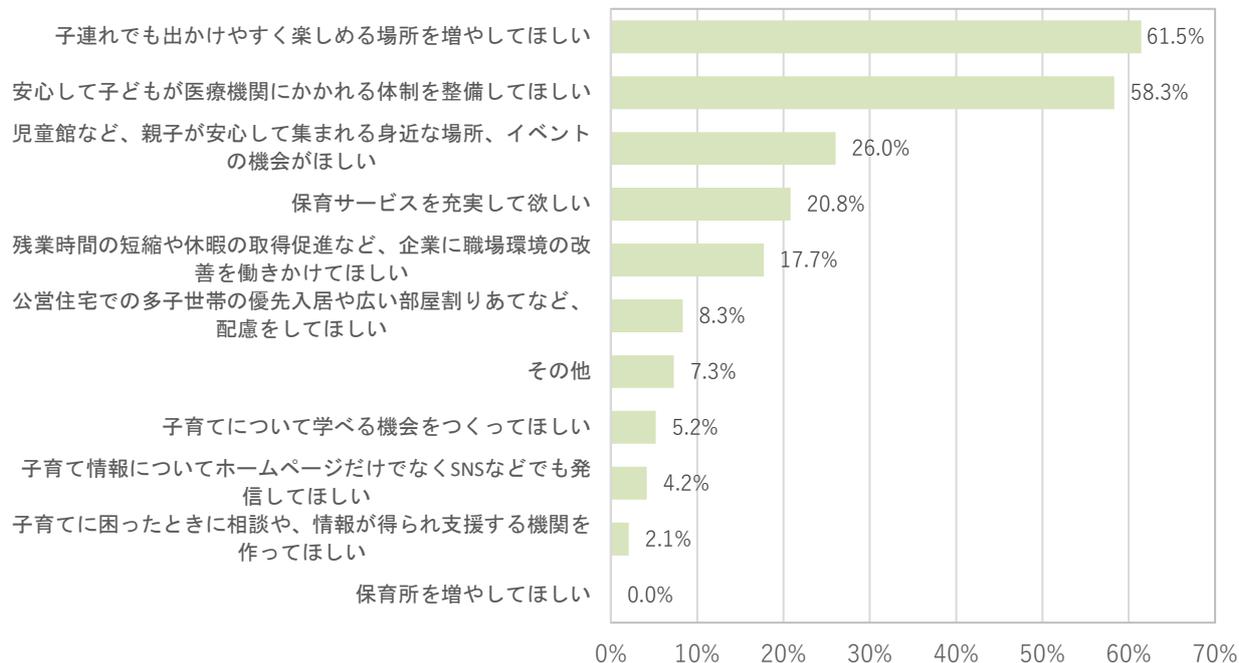
考察：就学前児童の保護者については、肯定（とても子育てしやすい+まあまあ子育てしやすい）は一定の評価となりましたが、小学生児童の保護者については、肯定が前回調査よりも減少する結果となりました。

また、否定「あまり子育てしやすいとは思わない」については、前回調査よりも増加している一方で、否定「子育てしやすいとは思わない」は減少した結果となりました。

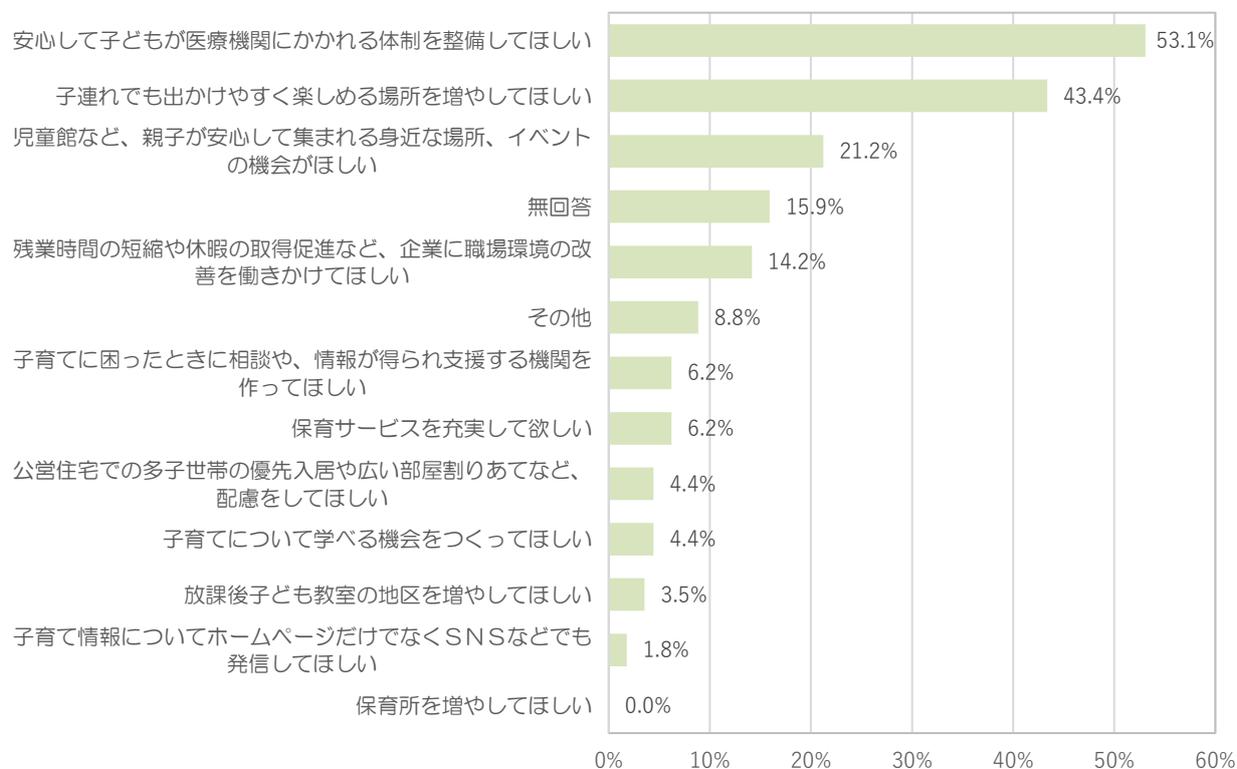
今後は、保護者心理の変化について要因を分析し、改善の検討を行うことが課題となります。

問 30 / 問 40 子育て支援について特に期待することは何ですか？

就学前児童の保護者の回答



小学生児童の保護者の回答



考察：就学前児童保護者の上位は「子連れでも出かけやすい場所」ですが、小学生児童保護者の上位は「医療機関にかかれる体制」となり、1番と2番が逆の結果となりました。

いずれも生活基盤系の要望が強いですが、「親子が集まれる身近な場所、イベントの機会」も双方に一定数の需要があり、期待する支援ニーズは多層的な結果となりました。

3 基本的な考え方

1 目的

「平取町の子どもが、健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくり」

平取町は、「次世代育成支援対策地域行動計画」の理念を継承し、地域の変化や多様化する子育てニーズに対応しながら、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てできるまちの実現を目指します。

2 基本理念

「みんなでつくる、未来へつなぐ。あふれる笑顔、びらとり。」

「第6次平取町総合計画」の基本理念を引き継ぎつつ、次期「第7次平取町総合計画」との整合を図りながら、本計画における子ども・子育て支援の理念として位置づけます。

すべての子どもが安心して生まれ育ち、それぞれの個性と可能性を伸ばしていけるよう、笑顔あふれる社会の実現を目指します。そのために、町民一人ひとりの主体的な参画と、地域全体で支え合う取組を大切にしながら、計画を推進していきます。

3 基本的な視点

目的の実現に向け、以下の3つの視点をもとに、子育て環境の充実に取り組みます。

基本的視点1 「安心して子どもを生き育てることができる環境づくり」

結婚や出産、子育てが希望どおり実現できるよう、安心して子どもを育てられる地域環境や社会基盤の整備を進めます。

基本的視点2 「社会全体で子育てを支援するシステムづくり」

家庭が子育ての基盤であることを尊重しつつ、行政・地域・教育機関・企業などが協働し、地域全体で子育てを支える体制を築きます。

基本的視点3 「子どもが健全に育つ町づくり」

子どもの主体性を大切にし、すべての子どもが安全で健やかに成長できるまちの実現を目指します。

4 施策体系

本計画における子ども・子育て支援の体系は、以下のとおり5つの柱で構成されます。

目的	平取町の子どもが、健やかに育ち、が安心して子育てができる環境づくり
----	-----------------------------------



基本的視点	安心して子どもを生き育てることができる環境づくり
	社会全体で子育てを支援するシステムづくり
	子どもが健全に育つ町づくり



基本的方向性	基本施策	根拠法令
地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会全体での子育て環境づくり ② 子どもの権利の尊重 ③ 相談支援体制の整備 ④ 経済的支援の充実 ⑤ 児童館等の充実 	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て関連3法
父母と子どもの健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 母子保健事業の充実 	次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て関連3法
子どもが健全に育つことができる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な学びや文化的体験の推進 ② 遊び場や自然とのふれあい環境の整備 ③ 芸術・文化の向上 ④ 健康・体力づくりの魅力ある社会体育の推進 ⑤ 知識・教養の提供拠点としての読書活動等の充実 ⑥ 子どもの遊び場、自然公園等の整備 ⑦ 子どもの安全の確保 	次世代育成支援対策推進法
子育てと仕事の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育・教育サービスの充実 ② 保育所への支援 ③ 放課後児童対策の充実 ④ 働きやすい雇用環境の整備 ⑤ 男女共同による子育ての促進 	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て関連3法
支援を必要とする児童に対する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 困り感のある子どもと家庭への支援 ② 配慮が必要な世帯への支援強化 	次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て関連3法

4 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育事業を円滑に進めるには、特定地域での供給不足への対応が重要です。「子ども・子育て支援法」では、基準を満たす施設は原則認可されるため、需給状況を踏まえた慎重な区域設定が必要です。

このことから、区域設定は子どもが無理なく通え、継続的に質の高いサービスを受けられることを基本とし、地域の状況を総合的に考慮して行います。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 平取町における教育・保育提供区域

平取町全域を1区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（満3歳～5歳）	町内全域	教育・保育の区域設定については平取町内全域とする。
2号認定（3歳～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1歳～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から平取町全域を基本とします。

事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業	町内全域	母子保健施策と連携し町全体を対象
時間外保育事業（延長保育事業）	町内全域	利用の施設に応じて提供されるため全域
放課後児童健全育成事業	町内全域	各小学校区を基本に、町全域で実施
子育て短期支援事業	町内全域	現状の体制・需要を踏まえ町全域
乳児家庭全戸訪問事業	町内全域	出生届に基づき全家庭対象
養育支援訪問事業	町内全域	支援を必要とする家庭を町全域で支援
地域子育て支援拠点事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ全域
一時預かり事業	町内全域	教育・保育施設での利用も含むため全域
病児・病後児保育事業	町内全域	配慮が必要な家庭支援の観点から全体対象
子育て援助活動支援事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、全域
妊婦・産婦への健康診査事業	町内全域	妊娠・出産期の全女性が対象のため全域

5 教育・保育の施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	幼稚園・認定こども園
2号認定	3歳～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所・認定こども園・地域型保育
3号認定	0歳、1歳～2歳		

※施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育のニーズや施設配置、小学校就学前児童数の推移などを踏まえ、提供区域ごとにバランスの取れた体制を整えるため、認定区分ごとに必要定員や確保内容、実施時期を設定します。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園の利用を希望）

■事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	8人	6人	6人	5人	5人
2 確保の内容	8人	6人	6人	5人	5人
特定教育・保育施設	8人	6人	6人	5人	5人
過不足(2-1)	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■具体的な取組

教育・保育の必要量は、保護者の就労状況や家族形態、地域の人口動態によって変化します。そのため、ニーズ調査を通じて利用希望や地域ごとの課題を的確に把握し、就学前の児童数の推移や施設の配置状況と照らし合わせながら、提供区域ごとに必要な受け皿の量を算出します。

特に、特定の区域における供給不足や施設の老朽化、保育士の確保状況などにも配

慮しながら、認定区分ごとに必要な整備内容を明確にし、質の高い教育・保育の安定的な提供に向け、地域と連携した計画的な体制づくりを進めています。

(2) 2号認定（3歳以上、保育所の利用を希望）

■事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分です。

■実績（バチラー保育園・振内保育所・弥生保育園・二風谷保育所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数	3歳	21人	22人	15人	(11) 18人	(16) 28人
	4歳	27人	21人	22人	(10) 16人	(12) 19人
	5歳	25人	27人	19人	(12) 22人	(12) 18人
	合計	73人	70人	56人	(33) 56人	(40) 65人

※令和5年度以降の()は、認定こども園に移行したバチラー保育園の再掲

■実績（紫雲古津へき地保育所・荷菜へき地保育所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数	3歳	5人	6人	5人	0人	1人
	4歳	6人	5人	6人	4人	0人
	5歳	15人	6人	4人	6人	2人
	合計	26人	17人	15人	10人	3人

■量の見込みと確保の内容

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数		65人	64人	50人	50人	50人
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	3人	1人	1人	1人	1人
	上記以外	62人	63人	49人	49人	49人
2 確保の内容		65人	64人	50人	50人	50人
	特定教育・保育施設	65人	64人	50人	50人	50人
過不足(2-1)		0人	0人	0人	0人	0人

■具体的な取組

保護者の経済的負担軽減を図るため、特定教育・保育施設における保育料は、国の基準よりも低い水準に設定しています。

また、『幼児教育・保育の無償化』により2号認定の保育料が無償となったことに伴い、すべての児童を対象に副食費の無償化を継続し、持続可能な支援体制の構築を進めています。

(3) 3号認定（0歳、保育所の利用を希望）

■事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
バチラー保育園・振内保育所・弥生保育園・二風谷保育所	2人	4人	4人	(4) 4人	(2) 3人
紫雲古津へき地保育所・荷葉へき地保育所	0歳は保育対象外				

※令和5年度以降の()は、認定こども園に移行したバチラー保育園の再掲

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	3人	6人	5人	5人	5人
2 確保の内容	3人	6人	5人	5人	5人
特定教育・保育施設	3人	6人	5人	5人	5人
過不足(2-1)	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■具体的な取組

計画期間の開始時点から、教育・保育の必要量は十分に確保される見込みです。平取町では、保護者の経済的負担を軽減するため、これまでも特定教育・保育施設の保育料を国の基準より低い水準に設定し、その差額を町が負担してきました。

さらに、令和元年10月から実施された『幼児教育・保育の無償化』にあわせて、1号・2号認定の保育料に加え、対象外とされる3号認定の保育料についても町が国基準分を負担し、実質的に無償化を実現しています。

(4) 3号認定（1・2歳、保育所の利用を希望）

■事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分です。

■実績（バチラー保育園・振内保育所・弥生保育園・二風谷保育所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数	1歳	14人	13人	18人	(9) 12人	(9) 15人
	2歳	23人	15人	18人	(10) 20人	(10) 15人
	合計	37人	28人	36人	(19) 32人	(19) 30人

※令和5年度以降の()は、認定こども園に移行したバチラー保育園の再掲

■実績（紫雲古津へき地保育所・荷葉へき地保育所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数	1歳	6人	0人	1人	1人	0人
	2歳	6人	6人	0人	2人	1人
	合計	12人	6人	1人	3人	1人

■量の見込みと確保の内容

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	必要利用定員総数	35人	27人	25人	25人	25人
2	確保の内容	35人	27人	25人	25人	25人
	特定教育・保育施設	35人	27人	25人	25人	25人
過不足（2-1）		0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■具体的な取組

令和元年10月から実施された『幼児教育・保育の無償化』にあわせて、1号・2号認定の保育料に加え、対象外とされる3号認定の保育料についても町が国基準分を負担し、実質的に無償化を実現しています。

3 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

乳幼児期は人格形成の基礎を築く重要な時期であり、すべての子どもに最善の利益を保障するため、質の高い教育・保育の提供が求められます。そのためには、良好な施設環境に加え、保育士や教員の専門性向上が不可欠です。

町では次のような取組を進めます。

- ① 国基準を超える保育士配置への人件費助成と、処遇改善の推進
- ② 資格取得者への奨学金返還補助による人材確保
- ③ 保育所と小学校の合同研修による資質向上
- ④ 小学校との連携による就学前後の継続的支援
- ⑤ 第三者評価の受審促進による施設の質の向上
- ⑥ 養育アドバイザー活用の検討による専門支援の充実

これらを通じ、子どもにとって安心して質の高い教育・保育環境の整備を図ります。

4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休から復職する際、希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるようにすることは、子育てと仕事の両立を支える上で重要です。そのため、育休中から保護者に対して保育施設に関する情報提供や相談支援を丁寧に行い、不安の軽減と円滑

な入園準備を支援します。

また、保育ニーズの多様化や就労形態の変化に対応し、地域の実情を踏まえながら、待機児童の発生を防ぐための受け入れ枠の確保や施設整備を計画的に進めていきます。今後も、保護者が安心して子育てと就労を両立できる環境づくりに努めます。

6 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針に基づき、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定し、それに応じた事業ごとの支援内容や実施時期を定めています。今後の需要を的確に捉え、教育・保育・子育て支援体制の整備を計画的に進めていきます。

本計画では、期間中の見込み量とそれに対応する具体的な取組を以下に示します。

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、保育所や幼稚園、地域子育て支援事業などの中から必要な支援を選んで利用できるよう、情報提供や相談支援を行います。

・子ども家庭センター型

妊娠期から子育て期まで、保健師等が専門的な立場から相談に応じ、切れ目のない支援を提供します。

■平取町の現状 ⇒ 令和3年度に「平取町子育て世代包括支援センター」を設置、利用者支援事業（※令和6年度から子ども家庭センター型）を実施しています。

■確保の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	0	0	0	0	0
子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0

■具体的な取組 ⇒ 新生児訪問や乳幼児健診等に加え、産前・産後サポートや妊婦訪問を実施し、妊娠期からの切れ目のない支援を強化します。
また、子ども家庭センターの設置により相談支援体制を充実させ、さらに「子育てファイル」を活用しながら支援を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間（11時間）を超えて、保育を実施する事業です。

■平取町の現状 ⇒ 現在、実施しておりません。

■具体的な取組 ⇒ 延長・休日保育の整備に向けて、関係機関との協議を進めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

保護者が就労等により昼間は家庭にいない児童（小学生）に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

■平取町の現状 ⇒ 放課後児童クラブ2か所、放課後子ども教室3か所で実施。

■実績 放課後児童クラブ びらとり児童クラブ（小学校1年生から3年生が対象）
ふれない児童クラブ（小学校1年生から6年生が対象）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数(人)	80人	80人	80人	80人	80人
【1年生】 利用登録者数	28人	18人	22人	14人	21人
【2年生】 利用登録者数	21人	26人	17人	23人	16人
【3年生】 利用登録者数	11人	17人	25人	17人	21人
【4年生】 利用登録者数	1人	3人	7人	4人	5人
【5年生】 利用登録者数	8人	1人	4人	5人	4人
【6年生】 利用登録者数	3人	6人	2人	4人	3人
合計	72人	71人	77人	67人	70人

■実績 放課後子ども教室（二風谷教室、貫気別教室、紫雲古津教室）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【1年生】 利用登録者数	13人	19人	9人	7人	6人
【2年生】 利用登録者数	14人	13人	20人	9人	8人
【3年生】 利用登録者数	10人	14人	13人	19人	9人
【4年生】 利用登録者数	15人	10人	15人	13人	18人
【5年生】 利用登録者数	14人	15人	10人	14人	11人
【6年生】 利用登録者数	6人	14人	15人	10人	14人
合計	72人	85人	82人	72人	66人

■量の見込み（放課後児童クラブ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	1年生	16人	17人	24人	15人	17人
	2年生	26人	16人	17人	24人	15人
	3年生	21人	26人	16人	17人	24人
	4年生	3人	6人	4人	4人	2人
	5年生	5人	3人	6人	4人	4人
	6年生	5人	5人	3人	6人	4人
②確保の内容(人)		80人	80人	80人	80人	80人
差(②-①)		4人	7人	10人	10人	14人

■量の見込み（放課後子ども教室）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	1年生	5人	5人	5人	5人	5人
	2年生	6人	5人	5人	5人	5人
	3年生	8人	6人	5人	5人	5人
	4年生	9人	8人	6人	5人	5人
	5年生	20人	9人	8人	6人	5人
	6年生	12人	20人	9人	8人	6人

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢]0～5歳

■平取町の現状 ⇒ 現在、実施しておりません。

■具体的な取組 ⇒ 保護者の急な入院や育児疲れなどに備え、施設との連携や受け入れ体制の整備について取り組んでいきます。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものです。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

■平取町の現状 ⇒ 保健師 5 名、歯科衛生士 1 名で乳児家庭全戸訪問を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問家庭数 (人/年)	22 人	20 人	19 人	16 人	13 人
利用率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人/年)	13 人	12 人	12 人	11 人	11 人
実施機関	※実施体制 町保健師、歯科衛生士 実施機関：町				

■具体的な取組 ⇒ 支援が途切れないよう他の母子保健事業や子育て支援事業と連携を強化し、必要に応じて継続的な支援へつなげる体制を充実させていきます。

(6) 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が特に必要となっている家庭を訪問して、育児家事援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減につなげる事業です。

[対象者]要支援児童、要保護児童、特定妊婦（注）

■平取町の現状 ⇒ 保健・医療・福祉・教育・警察などの関係機関等が情報収集及び共有しながら家庭訪問や相談支援を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児童数 (0～18 歳)	701 人	680 人	650 人	625 人	607 人
利用者数(人/年)	6 人	2 人	2 人	6 人	4 人
発生率 (%)	0.85%	0.29%	0.3%	0.96%	0.65%

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人/年)	3 人	2 人	2 人	2 人	2 人
実施機関	※実施体制：平取町要保護児童等対策地域協議会及びケース会議の開催				

■具体的な取組 ⇒ 養育支援が必要な家庭に対しては、関係機関との連携を継続しながら、保護者の育児や家事などの力を高めるための支援を今後も積極的に進めていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

■平取町の現状 ⇒ 児童館（ふれあいセンターびらとり内）にて、実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/年)	596人	309人	405人	568人	524人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人/回)	508人	492人	477人	462人	448人
実施か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※年間延べ人数

■具体的な取組 ⇒ 子育て世帯が気軽に集い、相談・交流・情報提供を受けられる場として、育児不安の軽減や孤立防止に向けた支援を充実させます。

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児を、保育所その他の場所で一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢]①幼稚園型：3～5歳 ②幼稚園型以外：1～5歳

① 認定こども園における在園児対象型（幼稚園型）

■平取町の現状 ⇒ 在園児で一時預かりを希望する場合は、バチラー保育園および近隣町の幼稚園を利用しています。

■具体的な取組 ⇒ 引き続きバチラー保育園および近隣町の幼稚園の利用となります。

② 保育所等における一時預かり

■平取町の現状 ⇒ 社会福祉法人の経営する3か所の認可保育所で実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所の一時的預かり	1人	1人	4人	2人	1人

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	2人	2人	2人	2人	2人

■具体的な取組 ⇒ 就労形態の多様化や保護者の傷病など、緊急かつ一時的な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業の体制整備を継続して進めていきます。

(9) 病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型があります。

[対象年齢] 0～12歳

■平取町の現状 ⇒ 現在、実施しておりません。

■量の見込みと確保の方策

■具体的な取組 ⇒ 保護者の就労支援や子どもの安心できる療養環境の確保の観点から、医療機関における協力も必要であるため、実施の可能性について医療機関と協議を行います。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）

子育ての手助け（依頼会員）、子育てのお手伝い（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

■平取町の現状 ⇒ 町が実施主体の事業は実施していません。

■具体的な取組 ⇒ 連携体制を強化し、利用促進や支援活動の充実を図るとともに、必要に応じて支援環境の整備についても検討していきます。

(11) 妊婦・産婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

■平取町の現状 ⇒ 妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回、超音波検査8回、産婦健診1回（いずれも道内病院に限る）の費用を助成しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実人数（人／年）	35人	30人	27人	23人	18人
のべ利用量（回／年）	258回	209回	244回	138回	151回

※「地域保健・健康増進事業報告」による（基本健診のみ）

■量の見込み（基本健診）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 利用実人数(人／年)	16人	15人	14人	13人	12人
量の見込み のべ利用量(回／年)	160回	150回	140回	130回	120回

■具体的な取組 ⇒ 妊婦が安心して出産を迎えられるよう、妊婦健康診査の費用助成を継続し、適切な時期に必要な回数の健診が受けられる体制の維持と強化に努めていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況などに応じて物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

- 具体的な取組 ⇒ 国の財政支援の動向を注視しつつ、平取町としても予算措置の可能性を検討し、経済的に困難な世帯への支援の実施に努めていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体の参入を促進するため、民間事業者による施設の設置・運営を後押しし、事業者の専門性や資源を活かした特定教育・保育施設等の整備・運営を支援する事業です。

- 具体的な取組 ⇒ 地域の教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、民間事業者やNPO等の多様な主体が特定教育・保育施設等に参入しやすい環境づくりを進めます。

(14) 産後ケア事業

出産後の母親が心身の不調や育児不安を抱えることなく、安心して子育てを始められるように、助産師等の専門職によるケアや相談、育児支援などを提供します。主に、産婦の体調管理、授乳指導、育児相談、精神的サポートなどが行われます。

- 具体的な取組 ⇒ 保健師等による訪問支援を基盤に、今後は外部専門職との連携や訪問型支援の充実を図り、産後の母子への切れ目ない支援体制の強化に取り組みます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件によらず、生後6ヶ月から満3歳未満の未就園児が保育所等を時間単位で利用でき、こどもの育ちの支援と、保護者の子育て負担の軽減を図ります。

令和8年度から認可を受けた施設において、1人月10時間を上限として実施を進めます。

- 量の見込み（令和8年度開始予定：認定こども園バチラー保育園）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数/年)	(体制整備)	3人	3人	3人	3人

- 具体的な取組 ⇒ 町内の保育所等において、余裕活用を基本に受入体制を整備し、利用を通じて「こども家庭センター」等と連携しながら、子育て不安や支援ニーズを必要な支援につなげます。

2 具体的な推進施策

(1) 地域における子育て支援

地域で安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進するため、相談・支援体制の整備や経済的支援など、社会で支える仕組みを構築します。

① 社会全体での子育て支援体制の整備【担当課：保健福祉課・生涯学習課】

■利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業

- ◇ 子ども家庭センター（子育て世代包括支援センター）による総合的支援
- ◇ 「子育てファイル」の普及と活用
- ◇ 子育てに関する広報・啓発活動
- ◇ 子育て講座やサークル等への支援
- ◇ 関係機関との情報共有による支援体制の強化
- ◇ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進

② 子どもの権利の尊重と意識啓発【担当課：保健福祉課・生涯学習課】

- ◇ 子どもの権利条約の理念に基づく意識啓発の実施

③ 子育て相談・支援の強化【担当課：保健福祉課・生涯学習課】

■利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業

- ◇ 子ども家庭センターによる相談支援のワンストップ体制の整備
- ◇ 子育て支援センターでの相談・情報提供の充実
- ◇ 総合相談窓口の設置と活用促進
- ◇ 認定こども園、保育所での育児相談の実施
- ◇ 要保護児童対策地域協議会の体制強化
- ◇ 子育てガイドブックや Web 等による情報発信の拡充

④ 子育て家庭への経済的支援【担当課：保健福祉課・町民課・生涯学習課】

- ◇ 児童手当、各種手当・医療費助成制度の周知と円滑な手続支援
- ◇ 教育・保育施設利用料の無償化継続
- ◇ すこやか赤ちゃん誕生祝金の支給
- ◇ 公的資金（母子福祉資金・生活福祉資金等）の活用促進
- ◇ 小中学校給食費の無償化の継続

⑤ 児童館の機能充実と地域連携【担当課：保健福祉課・生涯学習課】

- ◇ 魅力ある児童館活動・行事の実施
- ◇ 「児童館だより」などの広報の工夫
- ◇ 図書館・社会教育事業との連携強化
- ◇ 地域の子育てサークル等の活動支援

(2) 父母と子どもの健康の確保及び増進

安心して子どもを産み育てられるよう、健全な父性・母性の育成を支え、家庭や地域に

において健やかで活力ある生活を実現できる環境を整備します。

母子保健や医療体制の充実を図りつつ、関係機関との連携を強化し、父母が育児に自信と誇りを持てるよう支援します。

① 母子保健事業の充実【担当課：保健福祉課】

- 利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊産婦健診事業
- ◇子育て世代包括支援センター（子ども家庭センター）を中心とした相談・支援の充実
- ◇妊産婦健診の実施と健診後のフォローアップ体制の整備
- ◇妊婦・産婦・新生児に対する全戸訪問の実施
- ◇乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の継続実施
- ◇養育支援訪問事業による支援が必要な家庭への対応
- ◇乳幼児健康診査の充実と経過観察・事後指導の強化
- ◇予防接種の計画的実施と利便性の向上
- ◇育児・健康相談（個別・集団）の体制整備
- ◇栄養・歯科保健に関する教室や個別相談の拡充
- ◇育児サークル等への支援と相談体制の整備
- ◇思春期に向けた健康教育の推進（学校・地域連携）
- ◇中高生を対象としたふれあい体験活動の推進
- ◇支援が必要な家庭への個別的・継続的な育児支援体制の強化

（3）子どもが健全に育つことができる環境の整備

子どもが豊かな体験を通じて心身ともに健やかに成長できるよう、遊びや学びの場の充実、文化・スポーツ活動への参加促進、地域とのつながりの強化など、子どもにやさしい環境づくりを進めます。

また、安全に配慮しながら家庭と学校及び地域が連携し、子どもを見守る体制を構築します。

① 社会教育の推進【担当課：生涯学習課】

- ◇家庭教育・幼児教育の支援
- ◇青少年教育の充実と健全育成
- ◇成人教育の機会提供
- ◇社会教育活動の場の整備

② 芸術文化活動の振興【担当課：生涯学習課】

- ◇地域の文化団体等の活動支援
- ◇子どもを含む住民の鑑賞機会の充実

③ スポーツ振興【担当課：生涯学習課】

- ◇生涯スポーツの充実と参加促進
- ◇指導者や選手の育成支援
- ◇スポーツ施設や環境の整備

④ 読書活動等の充実【担当：図書館】

- ◇ 子どもの読書習慣の育成支援
- ◇ 資料提供と調査・学習支援
- ◇ 学校・関係機関との連携

⑤ 子どもの遊び場・自然環境の整備【担当課：保健福祉課】

- ◇ 児童遊園・公園の整備と活用促進

⑥ 子どもの安全確保【担当課：町民課・まちづくり課】

- ◇ 保育所・小学校での交通安全・防犯教育の実施
- ◇ 子ども110番の家の設置と地域見守り体制の整備

(4) 子育てと仕事の両立支援

女性の社会進出や就業形態の多様化が進むなか、家庭・地域・職場が連携し、安心して子育てと就労を両立できる環境の整備を進めます。また、保育サービスの充実や放課後の居場所づくり、雇用環境の改善、男女共同参画の推進など、多方面から取り組みます。

① 保育サービスの充実【担当課：保健福祉課】

- ◇ 一時預かりや延長保育の実施
- ◇ 障がい児保育への対応

② 認可保育所への支援【担当課：保健福祉課】

- ◇ 保育士の特別配置への補助
- ◇ 施設整備や定員調整の支援

③ 放課後の子どもの居場所づくり【担当課：保健福祉課・生涯学習課】

- ◇ 放課後児童クラブの充実と対象拡大
- ◇ 放課後子ども教室との連携強化

④ 働きやすい雇用環境の整備【担当課：保健福祉課】

- ◇ 育児・介護休業制度の普及啓発
- ◇ 労働時間短縮や条件改善の促進
- ◇ 男女雇用機会均等法等の周知

⑤ 男女共同による子育ての推進【担当課：保健福祉課】

- ◇ 男女共同参画に関する学習機会の提供
- ◇ 夫婦で参加できる講座やセミナーの開催

(5) 支援を必要とする児童に対する取組の推進

家庭や地域のつながりの希薄化により、育児やしつけに不安を抱える保護者や、支援を要する子どもが増加しています。

早期の相談対応や適切な情報提供に加え、福祉・教育・医療など関係機関と連携し、ひとり親家庭や障がい児家庭、虐待リスクのある家庭などへの支援体制を強化します。

① **支援が必要な子どもと家庭への支援【担当課：保健福祉課・生涯学習課】**

- ◇ 発達や療育に関する相談体制の充実
- ◇ 訪問支援や保育所訪問による個別支援の実施
- ◇ 障がい児支援に関する職員研修の推進
- ◇ 各種福祉制度・サービスの案内と手続支援

② **配慮が必要な家庭への対応強化【担当課：保健福祉課・生涯学習課】**

- ◇ ひとり親や障がい児家庭への支援制度の周知・相談対応
- ◇ 要支援家庭への継続的支援と見守り
- ◇ 要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携強化

3 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成に重要であることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携、並びに小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ推進します。

7 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 児童虐待防止対策の充実

子どもや家庭を取り巻く環境の多様化に対応するため、平取町では妊娠期から子育てまで一貫した支援体制の構築と、多分野の連携による包括的な施策を推進します。

(1) 関係機関との連携と対応体制の強化

虐待等の事案に迅速・適切に対応するため、平取町では児童相談所や保健・福祉・教育・警察など関係機関と連携体制を整備しています。庁内ではケース会議や訪問支援を通じて対応を行っており、今後も通報体制の周知や職員研修の充実、情報共有の強化を図り、支援体制の強化を進めます。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応

妊娠期からの継続的支援を通じて、虐待の予防と早期発見に努めています。こんにちは赤ちゃん事業や健診・家庭訪問などにより支援が必要な家庭を把握し、必要な支援につなげます。また、保育所・学校での観察や民生委員等との連携を通じ、地域全体で子どもを見守る体制づくりを進めます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

生活・就業・経済支援を柱に、関係法令に基づく包括的な支援を実施します。母子生活支援事業や保育・放課後児童クラブの利用促進など、日常に寄り添った体制整備を進めます。

3 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが安心して成長できるよう、発達段階に応じた切れ目のない支援を行い、関係機関が連携して地域全体で見守る体制を整備します。

(1) 相談支援事業

障がい児や家族の悩みに対応する相談体制を充実させ、関係機関と連携して支援につなげます。保健師や支援センター職員による日常的な関わりを通じて、早期発見と継続的な見守りを進め、地域全体で支える体制を構築します。

(2) 発達支援事業

平取町と日高町が広域で設置する発達支援センターでは、発達に不安のある子どもとその家庭に対し、相談・療育支援を実施しています。保育所や学校などと連携し、専門的な助言や支援を継続的に行うとともに、保護者支援やケース会議を通じて、家庭と地域が一体となった支援体制の構築を進めています。

(3) 障がい者相談支援事業

障がい児を含む障がいのある方を対象に、福祉サービスに関する相談やサービス等利用計画の作成支援を行います。相談支援専門員が本人・家族の意向を踏まえ、関係機関と連携しながら、地域で安心して暮らせるよう継続的な支援体制の充実に努めています。

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

少子化が進む中、子育てと仕事の両立を支える社会環境の整備は重要です。保育所や放課後児童クラブの運営を通じて、保護者が安心して働ける体制を整備するとともに、地域の理解と協力のもと、子育てと就労の調和を図る支援施策を推進しています。

(1) 働きやすい職場環境の整備

育児休業や短時間勤務制度など、育児と仕事の両立を支える制度の活用を促し、企業への普及啓発を通じて職場環境と意識の改善を図ります。

(2) 地域ぐるみの子育て支援の推進

保育所や放課後児童クラブなどの地域資源を活用し、安心して働ける子育て環境と地域の支え合い体制を充実させます。

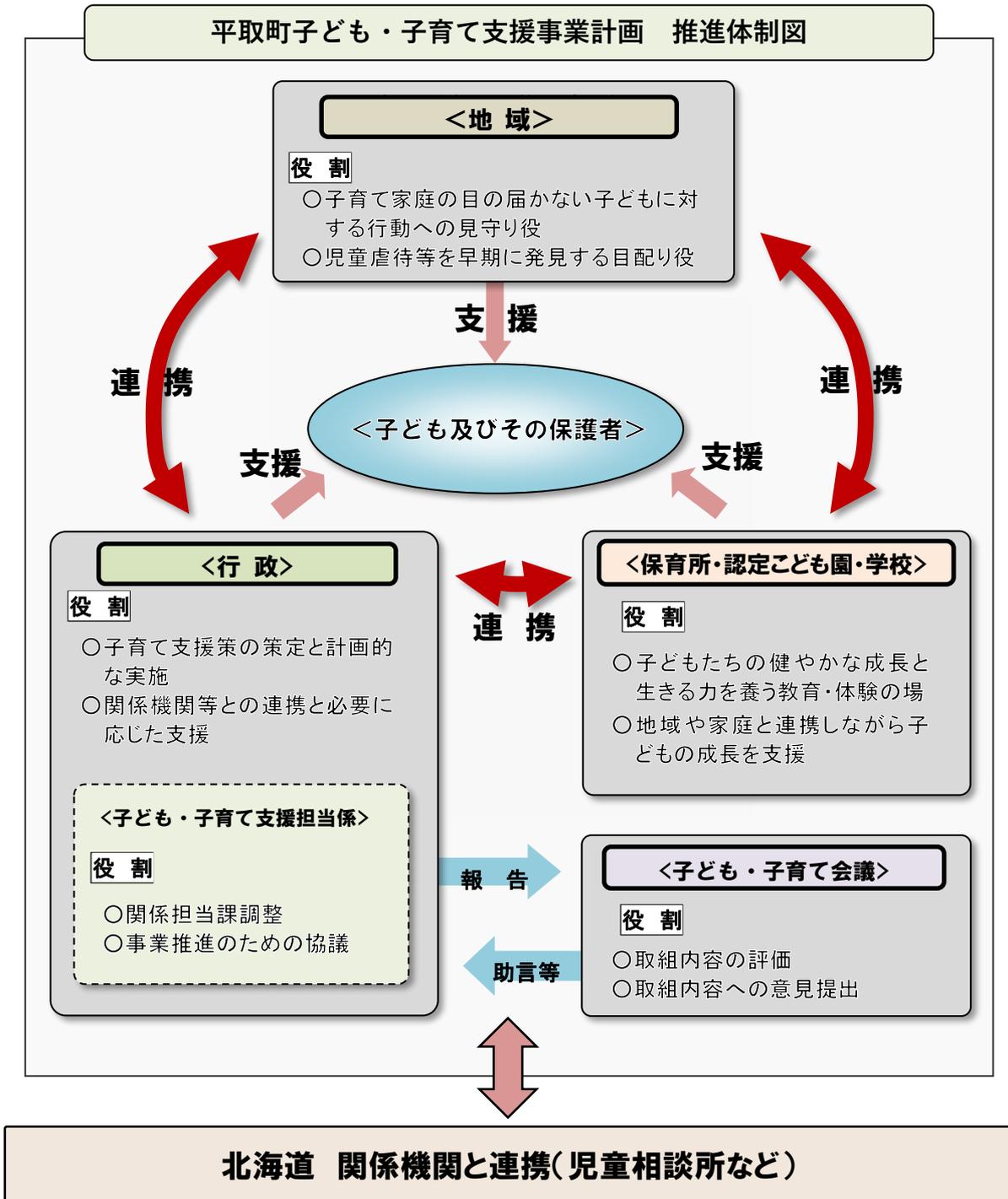
(3) 意識啓発と情報発信の充実

広報誌や講座等を通じて、子育てと仕事の両立に関する制度の周知と意識啓発を行い、社会全体での理解と協力を促します。

8 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

平取町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関が連携を図り、地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の構築を目指します。



2 役割

子ども・子育て支援の推進には、国・都道府県・市町村など各主体が責任と役割を明確にし、連携して取り組むことが重要です。

国は基本指針の策定と制度運営の支援、都道府県は市町村への助言や体制整備を行います。

平取町では、子ども・子育て支援法に基づく事業計画を策定し、北海道と連携しながら地域の実情に応じた支援を計画的に進めます。

(1) 行政の役割

行政は、本計画に基づき、町の実情に応じた施策を関係部署と連携して推進し、家庭や地域、保育所・学校と協働しながら、広い視点で子育て支援に取り組みます。

(2) 家庭の役割

家庭は子どもの成長に最も重要な場であり、安定した環境づくりや地域との関わりを大切にしながら、助け合いの意識を育てます。

(3) 保育所・認定こども園・学校の役割

保育所・認定こども園や学校は、子どもの育ちと学びを支える場として、家庭や地域と連携し、健やかな成長を促します。

(4) 地域の役割

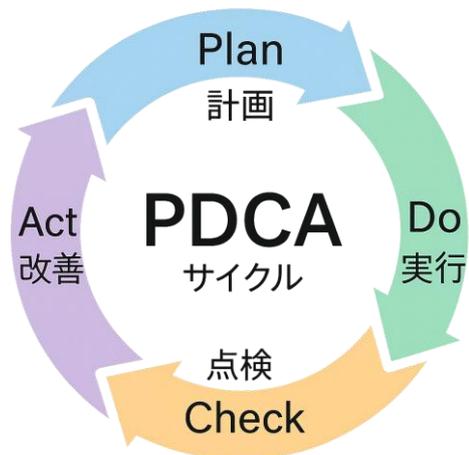
地域は子どもと家庭を見守り支える存在として、異変への気づきや見守りを通じ、安心して子育てできる環境をつくれます。

3 計画の達成状況の点検・評価

本計画では、個別事業の進捗（アウトプット）と全体の成果（アウトカム）を定期的に点検・評価し、結果を公表したうえで必要に応じて施策を見直します。

また、計画目標に基づき進捗状況を確認し、子ども・子育て会議で協議を行いながら、実効性ある施策の推進と計画の着実な実施を図ります。

あわせて、ホームページ等で情報を広く公表し、町民の理解を促進するとともに、住民の意見を反映した施策展開に努めます。





平取町

第3期 平取町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和8年3月

発行：平取町

編集：平取町 保健福祉課

住所：北海道沙流郡平取町本町35番地1
ふれあいセンターびらとり内

電話：01457-4-6112（直通）
01457-4-6870（FAX）

<https://www.town.biratori.hokkaido.jp>